

Shareholders' right to Inspect the Minutes of the Board of Directors

千手, 崇史
九州大学大学院法学府 : 博士後期課程 : 商法

<https://doi.org/10.15017/19469>

出版情報 : 九大法学. 102, pp.152-116, 2011-02-28. Kyudai Hogakka i
バージョン :
権利関係 :

株主による会社に対する取締役会議事録の 閲覧・謄写請求について

— 昭和56年改正以後の議論を中心に —

千 手 崇 史

はじめに

- 1 株主の監督是正権と情報収集権
- 2 本稿の対象 取締役会議事録
- 3 昭和56年改正と2つの要件
- 4 「権利を行使する必要性」とは
- 5 「著しい損害を及ぼすおそれ」とは

過去の事例

- 1 大阪地裁平成12年4月28日決定
- 2 東京地裁平成18年2月10日決定
- 3 佐賀地裁平成20年12月26日決定
- 4 福岡高裁平成21年6月1日決定

検討1 - 「権利を行使する必要性」

- 1 裁判所の判断方法と「権利を行使する必要性」要件の機能
- 2 「権利を行使する必要性」の解釈
- 3 佐賀地決平成20年決定と福岡高決平成21年決定の違い

検討2 - 「著しい損害を及ぼすおそれ」

- 1 裁判所の判断方法
- 2 「全株主の不利益」という視点

おわりに

I はじめに

1 株主の監督是正権と情報収集権

(1) 会社を取り巻く法律関係を考えるにあたって、取締役など、役員等の違法・不当な行為をいかに監督・是正するかという問題は極めて大きな問題である。この問題については、監査役役割、取締役相互の監視や内部統制システムの構築など、様々な方向からの議論がありうるが、会社の実質的所有者である株主の視点から考えることも可能である。

会社法上、株主は取締役らの業務執行を中心とした会社の運営全般を監督是正する権限を有しており、総会決議取消訴権（会社法831条）、設立・資本金減少・組織変更・合併・吸収分割または新設分割・株式交換または株式移転の無効訴権（同828条）、代表訴訟提起権（同847条）、違法行為の差止請求権（同360条）などがこれに当たる。⁽¹⁾

(2) これら株主の監督是正権は、実体法上の権利であるが、権利主張の場面では訴訟との関係を持つ。よって、これら監督是正権が有効に機能するかを考えるにあたっては、訴訟法的な考慮が必要である。

典型例である取締役の責任追及の事例を考える。取締役等が違法不当な行為など「任務懈怠」によって会社に損害を与えた場合は、会社に対して責任を負う（会社法423条）。この責任は、本来は会社が取締役に對して追及すべきものであるが、取締役間の同僚意識などから責任追及が行われない可能性があることから、会社法上、一定の場合に株主が会社に代わって代表訴訟（会社法847条）を提起し、責任追及することが認められている。⁽²⁾このように、取締役に「任務懈怠」があり、その他の一定の要件を満たせば実体法上は株主による責任追及が可能である。

それでは、ここで訴訟法的な主張・立証に視点を移すかどうか。上記の例で考えると、取締役の「任務懈怠」（会社法423条1項）「損害の発生及び数額」「相当因果関係」は原告株主が主張・立証しなければならない

⁽³⁾い。このように、実体法上の権利行使には常に訴訟法上の主張・立証の負担が含まれている。よって、株主の監督是正権がどれだけ会社の経営監督に役立つかは、主張・立証の問題を抜きにしては語れない。

(3)そして、かかる主張・立証を果たすためには、それを裏付ける証拠などの情報が必要である。例えば、取締役が任務を怠った根拠となる事実、会社に損害を発生させた事実、取締役の任務懈怠と損害との間に社会通念上相当な因果関係があることを根拠づける事実などに関する証拠がそれである。

もしこれらの情報が容易に手に入るのであれば、株主の監督是正権は有効に機能しうるであろう。しかし、上記に例示したような責任追及の場面などを考えてみると、「任務懈怠」の事実など被告役員らの責任を基礎づける情報の多くは会社内部に存在しており、会社経営に直接関与しない株主にとって容易に入手できる情報ではない場合も多い。そこで、会社法は、株主と会社との情報の不均衡を是正するために「株主総会議事録(会社法318条)」「取締役会議事録(同371条)」「会計帳簿(同433条)」など様々な情報を閲覧・謄写する権利を株主に与え、株主に情報収集権を保障している。

よって、株主がかかる情報収集権を駆使して、主張・立証に必要な情報をいかにして手に入れるかという観点も、株主の監督是正権の実効性確保のためには欠かせない視点であると考えられる。

2 本稿の対象 — 取締役会議事録とは

(1)本稿は上記のような、各種閲覧・謄写の情報収集権のうち、取締役会議事録に焦点を当てる。

その理由は第一に、取締役会議事録は、以下詳細に検討する通り、この規定の要件解釈の背後に株主の利益と会社の不利益との相克の問題や、会社と株主との間の情報不均衡の問題が存在することから、株主の監督是正権全般の問題を考える前提として、重要な示唆を含む問題であると

考えられたからである。

また、第二に、責任追及の場面を考えると、取締役会の議事録の内容たる情報は以下のような重要性を有するからである。

まず、原告が「任務懈怠」など主張・立証責任を果たすことは、取締役会の議事録が手に入ることで、より容易になると考えられる。このことから、取締役会議事録の閲覧謄写請求と責任追及が一体となって、取締役らの任務懈怠行為を抑止する機能も期待しうる。

また、取締役会決議に異議をとどめなかった取締役は決議に賛成したとの推定を受け(会社法369条5項)、反対の本証に成功しない限りは責任追及の対象となる(同423条3項3号)⁽⁴⁾という効果が生じる場合がある。このことは、原告株主から見ると「誰を被告とするか」という被告特定の問題にとどまらず、「何人の役員に賠償を請求できるか」という意味において、会社がどれだけ確実な救済が得られるかということにも関係する。

なお、この取締役会議事録の問題は、外国法における議論、また会計帳簿閲覧・謄写請求など他の情報収集権や、さらに会社法一般的な情報開示に関する問題とも関係を有すると考えられ、広がりを持つ問題であると考えられる。本稿はそのうち、紙幅および筆者の能力との関係から、さしあたり日本法の、昭和56年改正以後における取締役会議事録閲覧・謄写請求権の要件解釈を通じて適切な情報収集権のあり方を模索しようとするものである。

(2) 会社法371条が取締役会議事録に関する規定である。同条4項によれば、株主は一定の場合に会社の取締役会の議事録の閲覧・謄写請求をすることができる。取締役会議事録の閲覧請求は、株主の監督は正権行使の一環⁽⁵⁾であり、取締役の責任追及の前提たる情報収集手段として重要性を持つ。一方、こと取締役会議事録に関しては、他の情報収集手段たる「株主名簿閲覧」「株主総会議事録閲覧」などの場合とは異なり、企業秘密にわたる事項など、開示により会社側に不利益を及ぼしうる情

報が記載されている場合も考えられ、閲覧・謄写の許可に関しては会社の利益への配慮も必要となる。このように、取締役会議事録閲覧・謄写請求の背後には、株主の利益（株主権）と会社の利益（主に企業秘密）との相克が見られるように思える。では、これらのバランスをどのようにとり、それを要件の解釈にどのように反映させればよいか。

下記の通り、この権利は昭和56年改正商法によって要件が明確に定められた。本稿は、実務上関心が高いにも関わらず公に刊行された事例の少ない取締役会議事録に関する問題について、主に閲覧謄写の要件に焦点を絞り、昭和56年改正以後に出された3件の事件（4件の決定）を素材として考察しようとするものである。

3 昭和56年改正と2つの要件

（1）会社法371条2項は、「株主は、その権利を行使するため必要があるときは」取締役会議事録の閲覧を請求することができる、と規定する。監査役設置会社などの場合は3項により「裁判所の許可」が必要となる。さらに、当該会社に「著しい損害を及ぼすおそれ」がある場合には裁判所は許可をすることができない（同6項）。これは、昭和56年の改正で設けられた商法260条ノ4の規定を会社法が引き継いだものである。

昭和56年改正前においては、取締役会議事録と株主総会議事録の閲覧・謄写の規定は同じ規定（当時の商法263条）で規律され、本店と支店に備え置くべきこと、会社の営業時間は裁判所の許可など必要なく、株主及び債権者の閲覧・謄写に供されることが規定されていた。しかし、これには以下に指摘するような極めて大きな問題が内在していた。

（2）取締役会が業務執行の意思決定及びその監督を行う機関であることを考慮に入れると、取締役会の審議は充実するほど望ましい。しかし、充実すればするほどその中身に企業秘密など会社の内部事項を含まざるを得なくなる。したがって、昭和56年改正前商法のように自由に閱

覧が認められることで企業秘密等会社に不利益な情報が流出し、会社に不測の損害が生じる原因となっており、また、当時はこれを利用して総会屋による不正目的閲覧が行われる弊害も存在した。⁽⁶⁾

そして、これらの弊害を回避するために、実務慣行として、取締役会で重要な討議をせず、代表取締役を中心とする取締役の一部により組織される常務会（これは任意設置機関で、議事録の開示義務を課されない⁽⁷⁾）で経営の基本方針に係る意思決定を行うなどして、議事録を無内容のもの⁽⁸⁾とすることが行われており、「取締役会審議の形骸化」の原因となっていた。⁽⁹⁾かかる常務会制度は、本来は経営に関する円滑な意思決定を推進する目的のものであるが、このような実務慣行が取締役会議事録の内容を簡略化して重要事項は記載しない傾向、即ち「取締役会議事録の形式化」⁽¹⁰⁾を助長していたとの指摘もある。⁽¹¹⁾（本稿では、かかる「取締役会審議の形骸化」「取締役会議事録の形式化」を総称して「取締役会の形骸化」という。）取締役会は重要な業務執行に係る意思決定機関であり、取締役の職務執行の監督機関であることから、合理的な資料に基づいて実質的な審議がなされたか等、経営のチェック一般についての実効性を確保する必要性があることから考えると、これは望ましくない傾向である。⁽¹²⁾

(3) そこで、企業秘密漏洩を防止し、総会屋による悪用を防止して、実質的に意味のある情報が開示されるようになることを期待し、昭和56年に改正が行われ、取締役会の専決事項が詳細に法定され（商法260条2項）、株主がその議事録の閲覧謄写をするには「権利ヲ行使スル為必要アル」場合に限り「裁判所ノ許可」を得て議事録の閲覧謄写ができるものと規定が改められた（商法260条ノ4第4項⁽¹³⁾）。さらに、その会社又は子会社に「著シキ損害ヲ生ズル虞」（同5項）がある場合には裁判所は許可を与えてはならないものと規定し、企業秘密とのバランスをはかろうとしている。上記のとおり、この商法260条ノ4は現在の371条4項5項として会社法に引き継がれており、取締役会議事録の閲覧請求は「権利を行使する必要性」と「著しい損害を及ぼすおそれ」二つの要件

によって規律されている。

4 「権利を行使する必要性」とは

(1) では、それぞれの要件はどのような意味を有するか。まず株主は議事録などの閲覧謄写をする際には、第一の要件である「権利を行使する必要性」を疎明する必要がある。これは通説によれば、「株主としてのすべての権利行使」を指し、共益権・自益権の双方を含むほか、権利行使をするか否かの判断のために請求する場合も含む⁽¹⁴⁾。条文上は議決権の行使、質問権の行使なども含まれることとなりそうであるが、他の方法により必要な情報がある場合には、株主としての「権利を行使するため」の要件を欠く、という指摘もあり、この考え方によれば、「株主総会において質問するため」「株主総会において議決権を行使するため」あるいは「利益配当請求権を行使するため」というだけでは、これらの権利の行使に必要な資料は他の方法で入手可能である場合が多いので、取締役会議事録の閲覧によることは認められないことになると考えられる⁽¹⁵⁾。このような指摘も考慮に入れると、「権利を行使する必要性」の有無が問題となる典型例は本稿が前提としている責任追及の場面などに事実上限られてくるであろう。さらに、たとえ責任追及の場合も、仮に他の手段により資料収集が十分可能である場合には「権利を行使する必要性」は認められないこととなると考えられる⁽¹⁶⁾が、株主権の重要性に鑑みると責任追及の場面ではその判断は慎重であるべきである。

(2) 次に、取締役会議事録の閲覧謄写を認めた法の趣旨は、株主の会社経営に対する参与権または監督是正権を保障するためであると考えられている⁽¹⁷⁾。よって、例えば株式売却の投資判断資料とするため、民事訴訟の証拠を収集するため、会社との取引に基づく権利行使や、労働契約に基づく権利行使のため必要な場合など、株主権の行使と直接関係のない場合には「権利を行使する必要性」は否定される⁽¹⁸⁾。

(3) さらに、何人も権利を濫用することは許されないことから、関

覧権を濫用するおそれがある場合にもこの要件は否定され、例えば不正な目的をもった総会屋による閲覧などは「権利を行使する必要性」を欠くことになる。⁽¹⁹⁾

もっとも、実際にはこの要件は、制限としては緩やかであり、権利行使のためでない⁽²⁰⁾と認められるときを除くという程度の消極的な要件であると解されている。

では、どのような事由をどの程度まで主張・立証（疎明）すべきか。これに関しては、個々の事案毎に株主の利害と会社の利害に関する調整の見地から決せられていくことであり、一律の基準を設けることは相当ではないが、代表訴訟が提起された場合に想定される訴訟物やその請求原因事実の概括的主張・立証⁽²¹⁾がなされれば一応足りる。

5 「著しい損害を及ぼすおそれ」とは

一方、「著しい損害を及ぼすおそれ」の要件は「権利を行使する必要性」が認められることを前提として、裁判所が会社の陳述を聴取することによってどの議事録を閲覧させるかを画する個別的な要件である。

「著しい損害を及ぼすおそれ」は、企業秘密の漏洩が典型例とされている。⁽²²⁾この要件は、閲覧を認めることによって得られる株主の利益と会社が被る損害とを比較衡量する、という相対的な意味に解されるものであり、⁽²³⁾裁判所はこの要件判断について相当の裁量を持つとされる。⁽²⁴⁾この要件が充足され、「裁判所の許可」が得られない場合には、いくら必要であっても閲覧・謄写は認められないことになる。⁽²⁵⁾

なお、これらの要件を充足せず法律上の閲覧・謄写請求が認められない場合であっても、会社側が任意に議事録を閲覧・謄写させることは差し支えないが、その場合は株主平等の原則に反したり、理由なく応じたり拒否したりしてはならない。⁽²⁶⁾

注

- (1) 神田秀樹『会社法』63頁(弘文堂, 第12版, 2010年)、江頭憲治郎『株式会社会社法』123頁~124頁(有斐閣, 3版, 2009年)参照。
- (2) 神田・前掲注(1)238頁、江頭・前掲注(1)452頁参照。
- (3) 東京地方裁判所商事研究会編『類型別会社訴訟』222頁以下[小川雅敏執筆](判例タイムズ社, 2008年)参照。
- (4) 上柳克郎ほか『新版注釈会社法(6)株式会社の機関(2)』(有斐閣, 1987年)125頁[堀口亘執筆]。
- (5) 門口正人編『新・裁判実務体系11(会社訴訟・商事仮処分・商事非訟)』324頁[中山誠一執筆](青林書院, 2001年)参照。
- (6) 昭和56年改正の経緯や、昭和56年改正商法260条ノ4の趣旨については、上柳ほか・前掲注(4)123頁以下[堀口執筆]、門口編・前掲注(5)319頁以下、稲葉威雄ほか『取締役会・株主総会議事録作成の実務』65頁以下[商事法務研究会, 1983年]、稲葉威雄『改正会社法』[金融財政事情研究会, 1982年]242頁以下などを参照。また、会社法371条の解説として、落合誠一編『会社法コンメンタル8-機関(2)』(商事法務, 2009年)318頁以下[森本滋執筆]。その他、相馬健司『取締役会の運営心得』別冊商事法務153号129頁(1993年)も参照。
- (7) 上柳ほか・前掲注(4)126頁[堀口執筆]参照。
- (8) 用語法は、門口編・前掲注(5)325頁[中山執筆]に従った。
- (9) 門口編・前掲注(5)325頁[中山執筆]、落合編・前掲注(6)320頁以下[森本執筆]などを参照。
- (10) 用語法は、門口編・前掲注(5)325頁[中山執筆]に従った。
- (11) 落合編・前掲注(6)321頁以下[森本執筆]参照。
- (12) 落合編・前掲注(6)320頁以下[森本執筆]参照。
- (13) なお、裁判所は申請の許否についての裁判をする前に取締役と申請人の陳述を必ず聞かなければならない(非訟事件手続法132条の8第2項(現在の会社法870条1号))。これは閲覧・謄写によって会社や子会社に重大な損害が生ずるかどうかについての主張立証の機会(反証)を与えるためである。稲葉・前掲注(6)『改正会社法』243頁参照。
- (14) 落合編・前掲注(6)324頁、鴻常夫ほか『取締役及び取締役会、監査役及び会計監査人』[金融財政事情研究会, 1984年]145頁[稲葉発言]など。なお、投資判断の資料として利用する場合にも「権利を行使する必要性」を認める場合があるとする立場として、同書146頁[竹内発言]、148頁[鴻発言]など。
- (15) 相馬・前掲注(6)129頁、鴻ほか・前掲注(14)145頁[森本発言]参照。

- (16) 鴻ほか・前掲注 (14) 152頁 [龍田発言] 参照。
- (17) 相馬・前掲注 (6) 129頁、鴻ほか・前掲注 (14) 142頁 [森本発言] 参照。
- (18) 落合編・前掲注 (6) 325頁、門口編・前掲注 (5) 327頁 [中山執筆]、相馬・前掲注 (6) 129頁など参照。
- (19) 相馬・前掲注 (6) 129頁、鴻ほか・前掲注 (14) 151頁 [森本発言] 参照。
- (20) 門口編・前掲注 (5) 326頁 [中山執筆] など。なお、この要件は實際上、旧商法のもとで判例が閲覧請求を棄却する論拠として使っていた「信義誠実原則違反」「権利濫用」的なものを除去するものとして消極的に機能する、という説明もなされている (蓮井良憲「取締役会議事録の閲覧制限」商事法務919号39頁 (1981年))。
- (21) 門口編・前掲注 (5) 334頁 [中山執筆] 参照。
- (22) 門口編・前掲注 (5) 327頁 [中山執筆] 参照。
- (23) 落合編・前掲注 (6) 327頁参照。
- (24) 門口編・前掲注 (5) 331頁 [中山執筆] 参照。
- (25) 上柳ほか・前掲注 (4) 126頁 [堀口執筆] 参照。
- (26) 相馬・前掲注 (6) 130頁参照。

II 過去の事例

それでは、取締役会議事録閲覧の可否について、裁判所は具体的にどのように判断しているか。先述の通りこの問題は実務的に重要性を持つ問題であり、先例も少ないので、実際の事件を検討することから得られる示唆は大きいと考えられる。

本節では、昭和56年改正以降の事例で、主に議論の対象となっている4つの決定が存在するので紹介する。概要を述べると、前半に紹介する事例のうち、一つは否定例、一つは肯定例であるのに対し、後半に紹介する二つの事例は、同じ事案でありながら地決と高決とで判断が分かれた事例であり、興味深い。

- 1 大阪地裁平成12年4月28日決定 (判例タイムズ1060号246頁; 以下「大阪地裁平成12年決定」という)⁽²⁸⁾

【決定の要約】

下記の通り、大阪地裁平成12年決定は、Y社の取締役らの責任を追及するか否か、追及するとしてどの程度の額を請求するかを確定するために必要だとして、株主Xが取締役会議事録の閲覧謄写を求めた事案である。

決定はこれに対して、「権利を行使する必要性」における具体的な判断基準に言及することなく、事案の経過を指摘することで、Xの主張のような請求の限定をなす法律上の必要性がないこと、訴訟費用の観点からも同じことが言えること等を指摘し、「権利を行使する必要性」を否定したものである。「著しい損害を及ぼすおそれ」要件については判断されていない。

【事案】

(i) 当事者

被申立人であるY社は一般放送事業を目的とする株式会社であったが、ホテル業を営むA社を子会社としてその発行済株式89%を保有していた。また、Y社はA社に取締役を派遣していた。XはY社の株主である。

(ii) Xの主張する事実の概要

Y社はA社に対して貸付金や同社のための保証債務を負っており、これが平成6年3月以降増加しており、その原因はA社の経営不振にあった。平成11年2月10日にY社とA社はそれぞれの取締役会において、同年3月31日をもってA社の営業を停止して会社を清算することを決定した。A社は同年4月28日に株主総会において解散の決議を行った。

Y社はA社の解散及び清算により、特別損失として96億円を計上しているが、実質的にはA社が金融機関から借り入れた債務、清算債務を負担することにより125億円に上ると伝えられている。

なお、Y社は平成11年6月の株主総会で取締役らの一部に退職慰労金の支給決定をしたと伝えられているが、その後取締役の役員報酬・賞与の額を減額したと伝えられている。

Y社の取締役は、ホテル事業の好転が不可能となった平成6、7年時点、債務超過で破産寸前であった平成8年4月時点、あるいは、平成8年7月に作成した再建

計画通り実施することが不可能となった平成9年3月時点、遅くとも平成10年3月段階でA社の営業を停止すべきであったにも関わらず、停止せず平成11年3月までホテル営業を継続させたことにより、Y社の損害を拡大した。

(iii) Xの議事録閲覧謄写請求とY社の反論

そこで、Xは上記の通りY社の取締役がA社のホテル事業を停止すべき時期にそれをせず、ホテル事業を継続したことにより、Y社に損害を与えたとして、子会社Aに関する事項を議題として討議した取締役会議事録の閲覧謄写を求めた。

また、一部の取締役に対しては、Y社の被った損害のうち取締役らの退職慰労金相当額の限度で賠償を請求する予定であるから、請求額を決めるため、取締役の退職慰労金について討議した取締役会議事録を、またその余の取締役に対しては、3000万円を賠償させるべきと考えているので、それを上回る減額がなされているかを検討するため、取締役の報酬、賞与との減額について討議した取締役会議事録の閲覧謄写をそれぞれ求めた。については会社から任意に提出された。残ると

について、「権利を行使するため必要」であるといえるかが問題となった。

Y社は、上記(ii)に掲げたXの主張する事実を積極的には争わなかった。そして、Xの、の議事録閲覧謄写請求に対して、「株主代表訴訟の請求額を退職慰労金相当額とする必然性はない」ことから、「権利を行使する必要性」がない点、またXの申請が労働組合運動の一環としてなされたもので権利濫用に当たる点を指摘し、反論した。

[決定要旨]

却下

(i) 昭和56年改正商法260条ノ4の趣旨

商法260条ノ4第4項「の趣旨は、無制限に閲覧又は謄写を求めることができる」とすると、一方において、取締役会議事録の閲覧又は謄写を、会社から不法の利益を得るための手段として用いる者が現われるおそれがあるとともに、他方において、このような事態に備えて、取締役会で重要な事項を討議した場合にもこれを取締役会議事録には記載しないという取扱いがされるおそれがあることから、株主に対する適切な情報開示を実現するためにはむしろ一定の制約を課することが相当であるというものであり、これを、株主の権利行使のため必要であることという実体要件と、裁判所の許可手続を経ることを要するという手続要件とを規定することで具体化したものと解される。」

(ii) 閲覧謄写の可否

「Xらは、本件申立てに併せて、『Y社が平成5年4月1日から平成11年12月末日までの間に開催した取締役会のうち、A社に関する事項を議題として討議した取締役会の議事録』をXらが閲覧及び謄写することの許可を申し立て、審問期日に、Y社からその取締役会議事録の写しの交付を受けたため、右申立部分を取り下げている(当裁判所に顕著である)。この申立てにおいてXらは、取締役会議事録の閲覧及

び謄写を必要とする理由について、XらがY社の取締役に対して株主代表訴訟を提起するか否か、提起するとして誰に対して提起するかを決めるためには、Y社の取締役等が取締役会でどのような資料に基づきどのような議論を行いA社に対する貸付けを継続し、A社の債務保証を行うこととしたのかを調査する必要があると主張していたが、これは、右申立ての対象とされた取締役会議事録の閲覧及び謄写をする必要性を十分基礎付ける事由であった。

これに対し、Xらが本件申立てにおいて主張する事由は、対象とされている取締役会議事録の閲覧及び謄写をする必要性を基礎付けるものとは到底言うことができない。すなわち、Xらは、Y社の取締役がY社に対して支払うべき損害賠償額が退職慰労金相当額又は3000万円であると設定した上、今後提起する株主代表訴訟において請求する賠償額を決めるため、被告となるべき者の退職慰労金がいくらであるか、また、減額された役員報酬額がいくらであるかを知る必要がある旨主張しているけれども、会社に損害を与えた取締役が支払うべき賠償額を退職慰労金相当額又は3000万円とする法的根拠は、現行法上これを見出すことができない。加えて、株主代表訴訟の提起を検討しているXらの立場に立って考えても、被告となるべきY社の取締役の退職慰労金の金額あるいは減額された役員報酬額を知る合理的な必要性は格別見出し難い。『取締役の責任を追及する訴え』（株主代表訴訟）は、訴訟の目的の価額の算定に付いては、『財産権上の請求にあらざる請求に係る訴え』と見なされ（商法第267条第4項）、訴訟の目的の価額は95万円と見なされ（民事訴訟費用等に関する法律4条2項）、その結果、訴えの提起に当たり納めるべき手数料は一律8200円となるから（同法3条1項、別表第1）、株主代表訴訟を提起するに当たって納付すべき手数料の負担を軽減するために、請求額を会社が受けた損害の一部に止める必要もないからである。

なお、Xは、株主総会で取締役の責任の取り方が十分であるか否かにつき質問をする予定である旨付言しているけれども、これもまた本件申立ての必要性を基礎付けるものではない。取締役又は監査役に対し調査を要する事項について質問を行うのであれば、『会日より相当の期間前に書面により説明を求むべき事項を通知』すれば足りるし（商法第237条ノ3）、どのような説明を受けられるかは取締役及び監査役の説明義務の範囲により決まる問題であるからである。

以上の次第で、Xらには、申立ての趣旨記載の取締役会議事録を閲覧及び謄写する合理的な必要性がないものと言わざるを得ない。」

「よって、その余の点について判断するまでもなく、本件申立てには理由がないからこれを却下することとする。」

2 東京地裁平成18年2月10日決定 (判例時報1923号130頁; 以下「東京地裁平成18年決定」という⁽²⁹⁾)

【決定の要約】

東京地裁平成18年決定の事案は、下記の通り Y 社が資本関係を有する A 社の経営再建に協力するために債権放棄等したことについて、経営判断に疑問を持つ Y 社株主 X が、質問権の行使や代表訴訟提起などのために必要であるとして、Y 社の取締役会議事録の閲覧・謄写請求を求めたものである。

この事件で問題となったのは、閲覧謄写の対象となる議事録の特定、株主の権利を行使するための必要があるときの疎明の有無である。また申請の一部に法定の備置期間経過後も Y 社が事実上保存しているものがあったことから、会社が昭和56年改正商法260条ノ4第5項の備置期間経過後に保存している議事録が閲覧謄写の対象となるか否か、さらに、Y 社に著しい損害を及ぼすおそれの有無も問題となった。

これに対して決定は、「権利を行使する必要性」について詳細な基準に言及し、これに当てはめる形で具体的に判断し、Y 社が A 社に対して多額の債権放棄を為すことになるから、質問権の行使及び代表訴訟提起の要否の検討という「権利を行使する必要性」を肯定した。

また、「著しい損害を及ぼすおそれ」の有無については、企業秘密にわたる事項が含まれていないという理由で否定され、結果として X の申請は一部認められた。

なお、本決定では「議事録の特定」と「法定備置期間を過ぎた議事録の閲覧謄写の可否」についても以下の通り判断がなされているので、この点についても若干引用する。

【事案】

(i) 当事者など

Y 社は、娯楽施設等の経営を行う A 社の株式を41%保有していた。平成17年5月13日に A 社は再生手続開始の申立てをした。

(ii) プレスリリース

Y社は、同日行ったプレスリリースの中で

- ・「A社が再生手続の申立てをし、Y社のA社に対する債権に取り立て不能のおそれが生じたこと」
- ・「地域経済の活性化、雇用の維持のためにA社の存続が不可欠であることからY社はその再生手続に全面協力すること」
- ・「A社に対する取立不能見込額が総額374億円（うち債務保証の履行に伴う求償金は328億円）にのぼるが、これにはY社の引当金を計上しているのでY社の既に発表した業績予想に影響はないこと」
- ・「Y社はA社に対してほぼ全額の債権放棄をし、100%減資後に別のB社が単独で増資を受け、B社の完全子会社として事業再生を図る予定であること」などを表明した。

Y社はこれらの内容を平成17年6月6日に、株主総会招集通知に「報告書」として添付する形で株主に通知した。

(iii) Xによる質問状の送付及びY社の回答

Xは上記の通知及び報告書による報告を受けて、平成17年6月14日、18日にそれぞれY社に対して質問状を送付している。その内容は以下の通りである。

(ア) A社の名前が前期末及び当期中間期の貸借対照表に出ていないが、いつ債務保証をしたのか

(イ) 当期後半に債務保証をしたとすれば、破綻（民事再生手続開始申立て）直前になってその会社との与信（不良資産）を肩代わりしたことになるが、これは他社に対する贈与でありY社に対する背信行為ではないのか。どのような事情であったのか。地域活性化のための債務の肩代わりとしては過大であり、贈与を正当化しないので、法令違反はないとする監査報告書を作成した監査役会において説明されたい

(ウ) 取立不能となった求償金328億円に関して、「求償権の性格」、A社の債務を保証した時期、理由、決済機関と決済日、A社との保証料などの「契約内容」、「損失が拡大する前に処理しなかった理由」、債権の全額放棄がいかなる「経営判断」に基づくものであるのか、いかなる「会計処理」をしているか等にわたる。

これに対してY社は以下のように回答している。

- ・まず (ア)(イ) と関連して「債務保証に関する取締役の判断の適法性等」については「監査の結果、適法・相当であると確認した」との回答
- ・(ウ)のうち、「求償権の性格」については「債務保証の履行に伴い生じたものである」旨回答
- ・(ウ)のうち、「契約内容」については、「保証料の取扱いのほか、保証の経緯、必要性、履行の状況」を回答

- ・(ウ)のうち、「損失が拡大する前に処理しなかった理由」等については「A社の借入金は継続的に圧縮してきたが、今後キャッシュフローの悪化は不可避と判断し経営譲渡した」旨を回答
- ・(ウ)のうち、「求償権の会計処理」については「保証債務損失等引当金として適切に計上」している旨回答

(iv) Xによる閲覧申請と争点

上記の回答を得たXは、株主総会での質問及び代表訴訟提起の可否検討のために、Y社の取締役会議事録の閲覧を請求した。

具体的なXの申請の趣旨は以下の通りである。

- 「一 A社の株式に関するY社の決定(A社の設立に対する出資やその後の株式引受など4項目)
- 二 Y社が、A社の債務328億円につき債務保証若しくは債務保証予約又はそれらに類似する契約をすることの決定及びそれらの契約を更新し、又は延長することの決定
- 三 Y社が、A社に19億円を融資することの決定及びその融資を更新し、又は延長することの決定
- 四 上記二の債務保証若しくは債務保証予約又はそれらに類似する契約に基づく債務328億円につき、債務保証損失等引当金を計上することの決定
- 五 上記三の融資19億円の全額につき貸倒引当金を計上することの決定
- 六 上記二の債務保証若しくは債務保証予約又はそれらに類似する契約に基づく債務328億円の全額の債務履行(金融機関への弁済)をすることの決定
- 七 A社の平成17年5月13日の民事再生法の規定による再生手続開始の申立てに基づき策定される再生計画等に対する対応の基本方針として、合計347億円の債権を放棄した上で、A社が100%減資した後にB社の完全子会社として再生を図るという計画案に賛同することの決定
- 八 上記のいずれかの決定の理由又は前提となる事項の承認又は了承」

[決定要旨]

一部認容

決定は、取締役会の日から10年経過したものを除き、Xの申請を許可した。

(i) 議事録の特定(争点)

まず、争点 に関しては、申請にかかる議事録を外の部分と識別することが可能な程度で足りるとした上で、申請の趣旨八は閲覧・謄写の対象となる議事録が特定されていないという理由、また、申請の趣旨一の一部は議事録が存在するとの疎明があるとはいえないとの理由で、それぞれ却下した。

(ii) 「権利を行使する必要性」の有無(争点)

「同条(昭和56年改正商法260条ノ4)6項前段所定の株主の権利を行使するため必要があるときについては、権利行使の蓋然性がないといえる場合(抽象的に質問

権の行使や株主代表訴訟の提起をするためということを経由するだけでは、権利行使の蓋然性がないといえる。) や、権利行使に関係のない取締役会議事録の閲覧・謄写を求める場合には、許可の対象とならないというべきであるが、当該権利行使をするか否か、また、申請に係る取締役会議事録が当該権利行使に関係があるか否かについては、当該取締役会議事録の閲覧・謄写をし、その内容を検討して初めて判明する事柄であるといえる。そのため、株主において取締役会議事録の閲覧・謄写をすることがその権利行使を準備し、又はその権利行使の要否を検討するため必要であると主張した場合において、同項前段所定の権利を行使するため必要があるといえるためには、権利行使の対象となり得、又は権利行使の要否を検討するに値する特定の事実関係が存在し、閲覧・謄写の結果によっては、権利行使をすると想定することができる場合であって、かつ、当該権利行使に関係のない取締役会議事録の閲覧・謄写を求めているということができないときであれば足りると考えられる。」

「まず、X は、『本件申請は、Y 社の A 社に対する債務保証、融資及び債権放棄について株主総会で質問を準備するため必要である。』旨主張する。

ア 前提事実及び一件記録によれば、次の事実が一応認められる。

- [1] Y 社は、A 社の発行済株式総数の41%を保有する株主であること。
- [2] A 社の債務を保証し、また、A 社に対し融資をしていたこと。
- [3] しかし、A 社が破綻したことから、A 社に対する融資金19億円及び債務保証の履行に伴う求償金328億円について取立不能となったこと。
- [4] Y 社は、それらの債権合計347億円のほぼ全額を放棄するとしていること。
- [5] X は、Y 社の取締役らの行為が、特別の理由のない限り、取締役としての義務違反となり、Y 社の取締役らには Y 社に対する損害賠償責任があると考え、本件取締役会議事録の内容を調査した上、次回の株主総会において、その点について質問をする予定であること。

以上の事実によれば、Y 社は、A 社のための保証債務の履行及び A 社に対する融資に伴う多額な債権を放棄することとなるから、X による質問権の対象となり得る特定の事実関係が存在し、かつ、閲覧・謄写の結果によっては X が質問権を行使すると想定することができる一応認められる上、本件申請の……取締役会議事録が当該質問権の行使に関係のないものということもできないから、本件申請は、X が株主総会で A 社に関する事項について質問を準備するため必要であると一応認めることができる。」

「X は、『Y 社の A 社に対する債務保証、融資及び債権放棄に関する取締役の義務違反について株主代表訴訟の提起の要否を検討するため必要である。』旨主張する。」

「ア 前提事実及び一件記録によれば、前記のとおり、Y 社は、A 社の債務を保証し、また、A 社に対して融資をしていたところ、A 社が破綻したことから融資金19億円及び債務保証の履行に伴う求償金328億円について取立不能のおそれが生じたこ

と、Y社はそれらの債権合計347億円のほぼ全額を放棄することとしていること、Xは、Y社の取締役らのこれらの行為が、特別の理由のない限り、取締役としての義務違反となり、本件取締役会議事録の内容を調査した上、株主総会における説明の結果を踏まえ、株主代表訴訟の要否を検討しようと考えていることが一応認められる。

そうだとすると、Y社は、A社のための保証債務の履行及びA社に対する融資に伴う多額な債権を放棄することとなるから、Xによる株主代表訴訟の提起をするべきか否かの検討をするに値する特定の実事関係が存在し、かつ、閲覧・謄写の結果によっては、Xが株主代表訴訟を提起すると想定することができるといえる上、本件申請の趣旨……の取締役会議事録が当該株主代表訴訟の要否を検討するのに関係のないものということもできないから、Xが株主代表訴訟の提起の要否を検討するため必要があると一応認めることができる。」

(iii) 法定の備置期間経過後に保存している議事録が閲覧謄写の対象となるか

(争点)

次に、争点 について、昭和56年改正商法260条ノ4第4項の「議事録」とは、同1項で作成を義務付けられた議事録を指すのではなく、「同条3項の規定により10年間本店に備え置かなければならない取締役会議事録を指す」ところ、「仮に会社が取締役会の日から10年を超えて取締役会議事録を保存しているとしても、それは、商法260条ノ4第5項の規定により本店に備え置いている取締役会議事録とはいえない」という文理解釈により、「同条6項前段及び同項1号に基づく閲覧・謄写の許可の対象とはならないと考えるべきである」と判示した。

(iv) 「著しい損害を及ぼすおそれ」の有無(争点)

本件取締役会議事録は、「Y社がA社に対する出資を決定した部分、Y社がA社の債務を保証することを決定した部分、A社に対する融資をすることを決定した部分、債務保証等の全額の債務履行(金融機関への弁済)することを決定した部分、これらの債務に係る会計処理に関する部分及びA社の平成17年5月13日の再生手続開始の申立てに基づき策定される再生計画等に対するY社の対応の基本方針を決定した部分に係わるものに限定されているから、Y社の企業秘密等が含まれているとはうかがわれないので、本件取締役会議事録の閲覧・謄写によりY社に著しい損害を生ずるおそれがあるということとはできない。」

3 佐賀地裁平成20年12月26日決定(金融・商事判例1312号61頁;以下「佐賀地裁平成20年決定」という⁽³⁰⁾)

[決定の要約]

Y銀行はT社の優先株主兼債権者であったところ、このT社をM&Aにより他社に引き継がせるためにN証券らとの間で、買い手の

情報提供などに関する契約を結んでいた。また、XはN証券に勤める経営コンサルタントであったが、Y社はこのXからも情報提供を受けていた。その後、本件M&Aは成功したが、これに関与していたXがY社の株式を取得し、株主となり、Y社には違法行為の疑義があるので提訴を検討中であること等を主張し、Y社の取締役会議事録の閲覧・謄写を求めた。

佐賀地裁平成20年決定は、まず「権利を行使する必要性」要件に関して、東京地裁平成18年決定と類似した詳細な基準を掲げ、これに当てはめる形で判断し、「取締役に対する責任追及等の権利行使をすることを想定」できる等という理由で、権利を行使する必要性を肯定した。ここでは、「権利を行使する目的」と「情報収集の目的（個人的目的）」の併存を正面から認めている点が特徴的であるが、これらの目的がいかなる割合であれば「権利を行使する必要性」が肯定されるかについては言及されていない。

次に、「著しい損害を及ぼすおそれ」については、株主の利益と会社の損害とを比較衡量した上で、議事録の内容を要約記載しながら、詳細に閲覧謄写の対象となる部分を特定する方法を用いている。

【事案】

(i) 本件M&A成立まで

この事件は、申請当時、Y銀行の株主であったXが、会社法371条2項、3項に基づいて、Y銀行の関与したM&Aに関してY銀行の保有する取締役会議事録の謄写の許可を申請した（以下「本件申請」という）事件である。事案の経過は以下の通りである。

Y銀行はT社の優先株主（90%以上保有）兼債権者であったところ、T社につきM&Aを行うことを決定（以下このM&Aを「本件M&A」という）し、平成18年9月4日に、N証券との間で、買い手の情報提供を受けるために、アドバイザリー業務委託契約を結んだ。またそれに先立つ同年8月30日、Y銀行はN証券との間で本件M&Aに関する秘密保持契約も結んでいた。

一方、Y銀行は経営コンサルタントを業とするXとの間にも本件M&Aに関する情報提供を依頼し、XはN証券との間で秘密保持契約を結んで業務を行っていた。

その後、本件M&AについてはS銀行からの情報提供により、A社が買い手とな

ることが決定し、平成19年5月10日に本件 M&A は成立した。

(ii) 本件 M&A 成立後

X は本件 M&A 成立後の 平成19年5月16日 平成19年5月31日 平成19年6月19日 の三度にわたって、Y 銀行に対して書面を送付している。 は本件 M&A の経緯などを縷々述べた上で、X が本件 M&A について「蔭の功労者」であると自負している旨の記載があったが、Y 銀行はこれに回答していない。そのため、続く「回答の催告書」と称する の書面によって X は Y 銀行に再度回答を求めた。さらに、 の書面は自己名義であった 、とは異なり、代理人弁護士名義となっている上に、「申請人を排除して本件 M&A を成功させた旨」「不正競争防止法に基づく手続に訴える前提で の書面を送った旨」などが記載されていた。これに対して Y 銀行は顧問弁護士を通じて「回答できない旨」を回答した。

平成19年7月4日、X は Y 銀行の株式を1000株取得し、続いて7月16日に「取締役会議事録閲覧・謄写請求」と題する書面を送付し、本件 M&A に関する取締役会議事録の閲覧を求めた。しかし、Y 銀行は平成19年7月27日付書面で、これに対しても応諾できない旨の回答をした。そこで、X は平成19年9月7日、本件申請を申し立てた。

(iii) 当事者の主張

本件申請において X は Y 社の議事録閲覧謄写請求権を基礎づけるため、次の3つの主張を展開する。 X は本件 M&A における Y 銀行の貸付金回収などを精査する権利があり、その経理処理の適正さいかんによっては取締役への責任追及などを勘案する局面があるかも知れない。本件 M&A に関し、Y 銀行は N 証券との間で秘密保持契約を締結したがこれは実質業務提携を行う目的であった点、経営改善の期待できない T 社に優先株を発行させるなどして T 社の経営が健全であると偽装した点など5つの点において、違法行為の疑義がある。 X は本件 M&A に深く関与し、Y 社が T 社の売却に踏み切った決断に少なからず影響をもたらした経緯から、書面を送付しこの経緯について教えて欲しいと依頼しているのである。すでに本件 M&A は新聞で発表されていることなどから、守秘義務は拒否の理由にはならないし、X の質問に回答することが Y 銀行の業務に重大な影響や損害を与えるものではない。

これに対して、Y 銀行は次の3点を挙げて反論する。 3度にわたって書面を送ってきたのは X が A 社や S 銀行に対する仲介報酬請求権を確保するためであり、その後「取締役会議事録閲覧・謄写請求」と題する書面を送付した経緯からして、X の申請は株主権に名を借りた本件 M&A についての S 銀行関係者の情報収集目的である。 代表訴訟の提起を考えているならば X は取締役に違法があったのではないと思われる事情を具体的に示すべきであるが、それはなされていない以上議事録の閲覧謄写は認めるべきでない。また Y 銀行に違法行為はない。 (i) 本件 M&A において Y 銀行は守秘義務を負っており、本件 M&A の経緯には秘密事項が数多く存在する。(ii) 銀行法23条は、銀行の株主に会計帳簿閲覧請求を認めないとする会

社法の特則を置いているところ、仮に取締役会議事録の閲覧謄写名目でこれが許されるとすると同条の趣旨を没却し、銀行に「著しい損害」が生じるおそれがあるといえる。(iii) 本件は会社法433条2項の会計帳簿閲覧請求が許されない場合に該当し、この点からも371条6項により、本件申請を許可すべきではない。

【決定要旨】

一部認容

(i) 「権利を行使する必要性」の有無

「ここにいう株主の権利とは、およそ株主たる資格において有する権利をいうと解されるが、株主としての権利を行使するか否かは、当該取締役会議事録を閲覧・謄写し、その内容を検討してみて初めて判明する事柄であることは否定できないことから、権利行使の要否の判断をするためという場合についても必要性が肯定されることになると解される。他方で、権利行使の要否の判断という場合であっても、抽象的に『議決権行使のため』『利益配当請求権行使のため』というだけでは必要性として不十分であるというべきである。

そこで、権利行使の対象となり得、又は権利行使の要否を検討するに値する特定事実の関係が存在し、取締役会議事録の閲覧・謄写の結果によっては、権利行使をすると想定することができる場合であって、かつ、当該権利行使に関係のない取締役会議事録の閲覧・謄写を求めているということができないというときであれば、上記必要性の要件を肯定すべきであると解するのが相当である。

もっとも、株主としての権利行使に籍口した請求であり、実質は、株主としての権利行使であると認められない場合については、上記必要性の要件が否定されることになると解される。」

「前記前提事実並びに疎明資料……及び審尋の全趣旨によれば、

ア Y銀行が優先株式を有し、かつ、債権者であるT社について、平成19年5月10日、本件M&Aが成立したこと

イ T社は、特別清算された旧東峰住宅産業（負債総額53億円）のマンション販売部門を平成16年1月に承継した会社であること

ウ 本件M&A当時、Y銀行が有していたT社の優先株式は、発行済株式総数の90%以上を占めていたこと

エ 本件M&A当時、Y銀行のT社に対する貸付額は相当高額であり、また、T社の借入金の総額に占める割合も相当高いものであったこと（平成17年12月期におけるY銀行のT社に対する貸付額は約23億円であり、T社の借入金の総額（約36億円）の6割以上を占めていた。）の各事実が一応認められる。」

「上記のY銀行とT社の関係に加え、本件M&Aの前に特別清算手続がとられていたという一連の経緯からすると、本件M&Aの成立がY銀行に及ぼす影響は小さくなく、また、手続の適正性を吟味する必要がないとまではいえないというべきであるから、取締役に対する責任追及等の権利行使の要否を判断するに値する特定の

事実関係が存在し、かつ、取締役会議事録の検討の結果によっては、Xが取締役に
対する責任追及等の権利行使をすることを想定することができるで一応認められ、
そして、本件申請は、T社の譲渡(M & A)等に関する取締役会議事録の謄写の許
可を求める旨のものであって、上記の権利行使の要否を判断するために関係のない
ものともいえない。

以上によれば、株主の権利行使のため必要があるときという要件に該当すると一
応認めることができる。」

また、Y銀行の主張に対する応答として「Xも本件申請について情報収集の目的
もあることは自認しているところ、確かに、前記前提事実で認定したXのY銀行の
株式取得の経緯等からすれば、もっぱら本件M & Aの経緯等に関する情報収集のた
め、本件申請を行ったとみる余地もないではないが、上記株主としての権利行使の
目的と情報収集の目的は相反するものではなく、情報収集の目的があるからといっ
て、株主としての権利行使の目的が排斥される関係にはないといえること、個人的
利益を図る目的が併存している場合に、株主権の行使を認めないとなると、株主の
権利という重要な権利を著しく制約することになりかねず、個人的利益を図る目的
が併存しても株主権の行使は妨げられないと考えられること、そして、本件で
は、上記検討のとおり、株主としての権利行使の要否を判断するに値する特定の事
実関係が存在し、権利行使をすることを想定することができるで一応認められ、株
主としての権利行使の蓋然性がないとはいえないこと、以上のことからすれば、直
ちに、本件申請が、株主としての権利行使に籍口した請求であるとまでは認められ
ないというべきである。」と判示した。

(ii) 「著しい損害を及ぼすおそれ」の有無

「閲覧・謄写を認めることによって株主(申請人)が得られる利益と会社(被申請
人)等が被る損害とを比較衡量し、会社等により多大の損害が生ずるときに、上記
要件は肯定されることになると解される。」

「本件取締役会議事録の体裁・内容

Y銀行は、本件申請に該当する文書として、[1] 第790回定例取締役会議事録と
[2] 第791回定例取締役会議事録の本件申請に関係する部分を提示した。その体裁
は次のとおりである。

ア 第790回定例取締役会議事録

(ア) 議事録本体には、日時、場所、出席取締役、出席監査役、議事進行に関する
事項、議案、報告事項が記載され、出席取締役及び出席監査役の記名捺印が
されており、議案「八」が、本件M & Aに関する議題である。

(イ) 議案「八」の内容は、議事録本体に添付された別紙に記載されており、その
内容は次のようなものである。

a 冒頭に、当該議案を提案する事情等が記載されている。

b 次に、経緯、A社が提案するスキームの内容が記載され、それに対する対

応、分析、評価等が詳細に記載されている。

c そして、スケジュール、結論が記載されている。

d 別紙の末尾には、参考資料が添付されている。

イ 第791回定例取締役会議事録

(ア) 議事録本体には、日時、場所、出席取締役、出席監査役、議事進行に関する事項、議案、報告事項が記載され、出席取締役及び出席監査役の記名捺印がされており、議案「六」が、本件M & Aに関する議題である。

(イ) 議事録本体に、議案「六」に関する説明資料が添付されている。

(ウ) 議案「六」の内容は、議事録本体に添付された別紙に記載されており、その内容は次のようなものである。

a 冒頭に、当該議案を提案する事情等が記載されている。

b 次に、A社の提案内容、変更内容が記載され、それに対する対応、分析、評価等が詳細に記載されている。

c そして、スケジュール、結論が記載されている。

d 別紙の末尾には、参考資料が添付されている。なお、参考資料として、上記アで添付されていた議案の内容に関する別紙も添付されている。」

「検討

ア Xの申請にかかる本件取締役会議事録は上記のような体裁であるが、その内容を子細に検討すると、Y銀行の企業秘密たる事項、本件M & Aに関係した各社の企業秘密たる事項であり、Y銀行の守秘すべき事項が含まれていることが認められる。このような記載部分が閲覧・謄写されるとなると、本件M & Aに支障が生じるのみならず、Y銀行が将来M & A等を行うにあたって支障が生じるおそれがあると考えられ、Xが得られる利益と比較衡量しても、Y銀行により多大の損害が生ずると認められ、著しい損害を及ぼすおそれがあるといえる。

よって、上記記載部分については、謄写を不許可とするのが相当である。

イ 他方、その余の記載については、Y銀行に著しい損害を及ぼすおそれがあるとはいえず、謄写を許可するのが相当である。

なお、一部のみの開示では議事録としての体をなさず、全部不許可とすべきではないかとも考えられるが、取締役会議事録の閲覧謄写請求権が株主に認められた重要な権利であることからすれば、要件を満たす限り、一部でも開示を認めるのが相当というべきである。」

本件佐賀地裁平成20年決定に対して、当事者双方が即時抗告をなした。

4 福岡高裁平成21年6月1日決定 (金融・商事判例1332号54頁; 以下「福岡高裁平成21年決定」という⁽³¹⁾)

【決定の要約】

福岡高裁平成21年決定は、原決定の佐賀地裁平成20年決定とは一転し、下記の通り、事案の経過から X の閲覧・謄写申請が、権利を行使する必要性を欠くか、権利濫用にあたるとして、全部却下した。その理由は、X の一連の行動から「株主の地位に仮託して、個人的な利益を図るため本件 M & A を巡る訴訟の証拠収集目的」による申請であったと認定されたからである。

なお、申請対象となった議事録の部分が「企業秘密」であり、これを開示すると Y 銀行に「事業実施等についても重大な打撃」が生じること、これは「全株主にとっても著しい不利益」であることも、申請を全部却下する理由となっている。

【事案】この決定は、3の佐賀地裁決定の抗告審であるので、事案は省略する。

【決定要旨】

原決定変更・申請却下

(i) 事案の経過

「(1) 平成19年5月10日、A社が買手となってT社の本件M & Aが成立したが、その後、同月16日ころから3回にわたり、Xは、Y銀行に対し、質問状を送付し、本件M & AにはXが関与していたのに、S銀行がXを排除して成立させたと主張し、本件M & AへのS銀行やXの関与について回答を求めた。

(2) Y銀行は、当初、上記質問状を無視していたが、平成19年6月26日ころ、Xに対し、上記質問には答えられない旨を回答した。すると、Xは、同年7月4日、Y銀行の株式1000株を取得し、同月16日、Y銀行に対し、本件取締役会議事録の閲覧・謄写を求め、さらに、Y銀行からこれを拒絶されたため、同年9月7日、本件申請をした。

(3) Xは、上記(2)の閲覧・謄写請求書において、『株主として、Y銀行の主導によりT社をいかに整理し、貸付金をどのくらい回収したか、その額が他行が回収した金額と比べてどのような比率であったかを知る権利がある。』と主張する一方、『今後この取引に関与したS銀行、その行員及びその他会社に対する不正競争防止法による提訴を準備中である』と主張し、また、本件申請書においては、『一株主として、Y銀行が実質的管理を行っていたT社をいくらの金額で整理して貸付金の回収

を図り、いくら償却して銀行経理を処理したかを知る権利がある。『万一、経理処理(売却金)が適正に行われていなかったと判断される場合は、取締役に対する賠償責任追及、或いは背任行為での訴追を勘案する局面があるかも知れない』と主張する一方、『S銀行がXに、T社との交渉参加の仲介を依頼した経緯から、Xは、Y銀行に対して、S銀行がY銀行を訪問したいきさつを丁寧に質問したり、顧問弁護士から問合せがあっても、一切拒否し続けている。Y銀行が、T社の売却という決断をしたのは、Xの働きかけによることが大きかったと、感謝の意を表しながら、『見ざる、聞かざる、言わざる』の態度を示すのは、道義的にもXを無視することであり、公序良俗にも反するといえる』と主張して、Y銀行の上記(2)の対応を非難している。

(4) Xは、平成19年10月ごろ、福岡地方裁判所に対し、S銀行及びA社を相手に、Xを本件M&Aから排除するなどしたと主張して、不正競争防止法等に基づく損害賠償として、仲介人として得べかりし利益金相当額3000万円の支払を求める訴えを提起し、さらに、平成20年4月21日、上記訴訟について、『万一、Xが、本件訴訟で敗訴したときには、Xとしては、Y銀行に対し損害賠償請求を行い得るものと考える。』と主張して、Y銀行を被告知人とする訴訟告知の申立てをした。』

(ii) 閲覧・謄写の可否

「以上のとおり、XはY銀行が本件M&Aに関する質問を拒絶したことから、新たにY銀行の株式を取得して本件申請をし、現在、本件M&Aの関係者であるS銀行及びA社を相手に訴訟を進行し、さらには、Y銀行を当事者として引き込むため訴訟告知をしているものであって、このような一連のXの行動をみると、Xは、株主の地位に仮託して、個人的な利益を図るため本件M&Aを巡る訴訟の証拠収集目的で本件申請をしたものと認めるのが相当である。しかして、M&Aを進めるべきか否かのY銀行取締役会の審議の内容が企業秘密たる事項であることは明らかであるところ、これらの記載部分が閲覧・謄写されることになれば、Y銀行の将来の事業実施等についても重大な打撃が生じるおそれがあるのであって、このことはY銀行の全株主にとっても著しい不利益を招くおそれがあると認められる。

そうすると、本件申請は、会社法371条2項にいう『株主の権利を行使するため必要であるとき』という要件を欠くか、或いは権利の濫用に当たるといふべきであって、これを許可することはできない。」

注

- (27) この他に、昭和56年改正以後の事件として大阪高裁昭和59年3月29日決定(判タ530号216頁)が存在する。しかし、この事件は昭和56年以前になした取締役会議事録閲覧申請に対して昭和56年改正後に要件として加わった「裁判所の許可」が必要かという問題について、「許可を要する」

と判断し原告の申請を却下したものである。本稿との関係は薄いと考えたので本文では割愛した。

- (28) この決定に関する文献として、島田邦雄ほか「判例紹介」(新商事判例便覧 No. 504 - 2483) [商事法務1595号72頁 (2001年)]、山田知司「判批」[判タ1096号126頁 (平成13年度主要民事判例解説) (2002年)]、小出篤「判批」[ジュリスト1236号114頁 (2002年)] など。
- (29) この決定に関する文献として、飯塚素直「判批」[判タ1245号194頁 (2007年)]、藤原俊雄「判批」[判例時報1940号201頁 (2006年)]、加藤修「判批」[法学研究79巻12号105頁 (2006年)]、岩原紳作「判批」[ジュリスト1348号240頁 (2008年)]、島田邦雄ほか「判例紹介」(新商事判例便覧 No. 565 - 2726) [商事法務1770号41頁 (2006年)] など。
- (30) この決定に関する文献として、島田邦雄ほか「判例紹介」(新商事判例便覧 No. 599 - 2863) [商事法務1864号69頁 (2009年)]。
- (31) この決定に関する文献として、島田邦雄ほか「判例紹介」(新商事判例便覧 No. 609 - 2902) [商事法務1891号48頁 (2010年)]

Ⅲ 検討1 - 「権利を行使する必要性」

1 裁判所の判断方法と「権利を行使する必要性」要件の機能

(1) 東京地裁平成18年決定は、「権利を行使する必要性」に関する基準と対照させる形で、詳細に論ずる姿勢が見て取れる。これは佐賀地裁平成20年決定と類似する。

これに対して、大阪地裁平成12年決定の場合には、基準を立てることなく、事案を直接指摘することで判断している。こちらは福岡高裁平成21年決定と類似する。

このような判断方式の違いはなぜ生ずるのか。

これに関しては以下に述べる通り、裁判所が「権利を行使する必要性」要件に関する基準を使い分けられていることが予想され、いいかえると「権利を行使する必要性」には以下に述べる二つの機能がある、ということであると分析できる。

(2) まず、東京地裁平成18年決定は、上記の通り親会社が破たんし

た子会社のために債権放棄をするという事案なのであるから、そこで当然親会社の役員の責任や経営判断が問題となり、責任追及をする場面が想定できる。よって、「権利を行使する必要性」が明らかに否定される場合には当たらない。

これに対して、大阪地裁平成12年決定の場合は事情が異なる。上述の通り「権利を行使」するかしないかを判断するための閲覧申請であってもこの要件を満たしうるのであるが、この決定の事案では議事録の情報を得なくとも一部請求が可能であると考えられる。「責任を追及する」ということと「退職金や報酬の減額」を知るということの法的な関係が全くない事案であるといえ、⁽³²⁾「権利を行使する必要性」を欠くことが一見して明らかである。

このように明らかに必要性のない後者のような事案については、「権利を行使する必要性」を否定し、門前払的に判断をしていると考えられる。その証拠に、大阪地裁平成12年決定を見てみると「著しい損害を及ぼすおそれ」要件に関する判断はなされていない。

(3) このように、必要性があるか否かを俄かには断言しがたい前者のような事案であれば詳細な規範をもって対応する形である程度詳細に論ずるものと考えられる。一方、一見して濫用である場合、必要性がないことが明らかな事案であれば「権利を行使する必要性」を否定することで門前払的に判断していると考えられる。このように、裁判例は二つの規範を使い分けていると推測される。これは言い方を変えれば、「権利を行使する必要性」の要件に二つの機能があるということである。

即ち、一つ目は濫用的であったり、明らかに必要性を欠く申請を、権利を行使する必要がないという理由で却下するための機能（以下、本稿においては「門前払的機能」と称する）であり、この場合この要件は申請を却下するか否かの判断につき、全部却下するか、一部でも認容するかについて作用する。

二つ目は、「権利を行使する必要性」が認められることを前提とした

上で、会社側からの「著しい損害を及ぼすおそれ」の疎明との関係で比較衡量し、どの議事録まで閲覧させるかを決する機能（以下、本稿においては「比較衡量的機能」と称する）であり、全部認容するか、一部認容するとしてその範囲について作用するものである。

2 「権利を行使する必要性」の解釈

(1) 以下に述べる通り、私見としては、「権利を行使する必要性」の解釈等において、第一に、例えば福岡高裁平成21年決定のように、必要性を欠くという理由での門前払い的な判断はできるだけ避けるべきであると考え。第二に、個人的目的か権利行使目的かを対等の割合で衡量し、権利行使目的のほうが上回るかの考察が必要であると考え。第三に、かかる比較衡量を行うには裁判所の精密な認定判断、及び決定文での詳細な理由づけが欠かせないと考えられる。

(2) まず、株主の監督是正権と企業秘密の保護とのバランスをはかるのが本規定の趣旨であるが、まだ権利行使（責任追及）をするか決まった訳ではない閲覧の段階で容易に拒絶してしまうことは不当な株主権の制限となり、⁽³³⁾ バランスを欠いた解釈と言わざるを得ない。そもそも、株主の閲覧等の権利は、株主の権利行使の「前提ないし手段に過ぎないのであって、閲覧等の結果、代表訴訟を提起するか否かが決せられていくものであり、閲覧等の許可の申請がなされた段階では未だ権利行使（代表訴訟を提起）するか否かさえ未定であり、仮に訴訟提起していたとしても裁判所の求釈明等により特定するに至る可能性があるので、請求原因自体が主張自体失当で、かつ、その瑕疵が治癒され得ないことが明白であるような場合を除き、閲覧等許可申請の段階でおおよそ認容される見込みがないとは断ぜられないからである⁽³⁴⁾。よって、たとえ「権利を行使する必要性」が緩やかな要件であることを考慮に入れても、東京地裁平成18年決定のように「比較衡量的機能」のほうで株主の疎明する「権利を行使する必要性」と、会社側の疎明する「著しい損害を及ぼすおそ

れ」を比較衡量する方法で詳細に論ずることを原則とすべきである。「権利を行使する必要性」がないという理由で申請を却下する方法はできるだけ用いるべきではない。

(3) これに関しては、純粹な株主としての権利行使目的に、投資判断の資料とするためなどの個人的目的が混在する場合、権利行使に名を借りた申請である場合を想定し、「門前払的機能」の作用する範囲を拡大し、「権利を行使する必要性」がないとして却下する裁量を裁判所に与えるべきとする考え方もあろう。株主は「情報収集のため」「投資判断の資料とするため」など個人的目的を正面から主張するはずはなく、個人的目的がある場合でも「権利を行使する目的がある」と主張するであろうから、「権利を行使する必要性」があると申請の中に個人的目的の濫用的な申請が混じることとなるからである⁽³⁵⁾。

しかし、既述の通り株主が役員らに責任追及しようとする場合に、その資料となるものの多くは会社内部の資料なのであるから、会社経営に直接関与しない株主に厳格な訴訟物・請求原因の特定を要求することは困難である⁽³⁶⁾。そして、責任追及等の前の段階でこれを要求する場合、その後の代表訴訟や差止めなど株主の監督是正権への制約が大きく、代表訴訟等の制度趣旨を没却する⁽³⁷⁾。また、こと責任追及の場面については、取締役会決議に異議をとどめなかった取締役は決議に賛成したとの推定を受け(会社法369条5項)、反証に成功しない限りは責任追及の対象となる(同423条3項3号)という効果が生じる場合もあることから、かかる取締役を特定する必要性からも議事録閲覧の重要性が裏打ちされよう。

したがって、371条の解釈としては、株主権の保護をまず優先的に考えるべきである。そして、「権利を行使する必要性」要件が緩やかなものであるとしても、安易に否定してよいことにはならないし、この要件の門前払的機能は上述の趣旨からできるだけ用いるべきではない。

そこで、「権利を行使する必要性」の判断に当たっては、個人的目的と権利行使目的との併存がありうる場合にはそれらを十分比較衡量した

上で、個人的目的が上回っていると考えられる場合にのみ「権利を行使する必要性」を否定して却下（門前払い的機能）し、一方、権利行使目的のほうが少しでも上回っていればさしあたり二つ目の要件である「著しい損害を及ぼすおそれ」と比較衡量するルート（比較衡量的機能）に載せるべきである。このように、できるだけ「権利を行使する必要性」を欠くとして却下される可能性を減らすことは、手続法上、疎明については高度の蓋然性についての確信に至らなくとも、相当程度の蓋然性があればその事項を裁判所が認定してよい（つまり、「権利を行使する必要性」があるという相当程度の蓋然性があれば、この要件は満たされる）と考えられていることとも整合的だと考えられる。

（４）ここにおいて、「権利行使に籍口した」申請であるかどうかを認定し、その理由をできるだけ詳しく述べることで必要性のない、または濫用的な申請を排斥し、正当な権利主張のみを正確に抽出するのは裁判所の役割であり、そう解することが「裁判所の許可」を要求し、閲覧申請の濫用防止を裁判所に期待した昭和56年改正の趣旨にもかなうと考えられる。

他方、企業秘密保護の観点からも同じことが言える。簡単に事案を指摘するのみで申請を処理するのであれば、認定の仕方によっては「株主の意向のみによって自由に議事録を閲覧請求できることになり、閲覧謄写制度が保護しようとしている会社側の利益を害することになりかねない」⁽³⁸⁾。正当に企業秘密が守られなければ、重要な決定を取締役会では行わないという「取締役会の形骸化」の弊害が再発することも考えられ、結局「取締役会の充実」という昭和56年改正の趣旨も没却されてしまう。結局株主が責任追及などを考えても取締役会議事録にはそれに関する情報がないということになり、株主権にも重大な負の影響を及ぼすのである。

企業秘密と株主権が対立していると単純に割り切ることはできないのであり、企業秘密の保護の観点からも、正当な株主権の保護の観点からも、裁判所の精密な比較衡量が期待されているというべきであろう。

3 佐賀地裁平成20年決定と福岡高裁平成21年決定の違い

(1) ここで、佐賀地裁平成20年決定と福岡高裁平成21年決定は同じ事案でありながら結論が分かれた。この点はどのように考えればよいか。

佐賀地裁平成20年決定は、申請人Xにおいて情報収集目的があったことを認めながらも、責任追及も想定されることを指摘し、株主権の行使目的との併存を緩やかに認める。かかる判示からわかるとおり、地決はXの申請が責任追及などに結び付きうる（つまり、一見して「権利を行使する必要性」がない場合に当たらず、かつ濫用でもない）という前提に立っているものと考えられる。

これに対して福岡高裁平成21年決定は事案の経過を指摘し、「個人的な利益を図るため本件M & Aを巡る訴訟の証拠収集目的で本件申請をしたものと認めるのが相当である」として、申請に対して厳格な態度を採る。

このように、申請人の権利行使目的の有無に関して、同じ事実から違う評価をしていることがうかがわれる。

(2) 上述の通り、株主の「権利を行使する必要性」要件の「門前払い的機能」は、株主権の重要性に鑑みるとできるだけ用いるべきではない。用いるとしても、私見のように個人的目的が権利行使目的より優越する場合に限られるべきであり、その旨の認定判断が望まれる。

また、佐賀地裁平成20年決定は「取締役会議事録の閲覧謄写請求権が株主に認められた重要な権利であることからすれば、要件を満たす限り、一部でも開示を認めるのが相当というべきである」と決定文で述べ、株主が情報収集をする利益に配慮している。先述の通り、情報は会社側に偏在している場合が多いのであるから、申請を全部却下されるよりも、佐賀地裁平成20年決定の判示するように、一部でも認容されることが株主権の利益保護にとって望ましいと考えられる。その観点からも、門前払い的に全部却下をする余地は少なくするべきだと考えられる。

これに対して、福岡高裁平成21年決定は簡単に事案の経過を説明する

のみで「株主の地位に仮託して、個人的な利益を図るため」「証拠収集目的で本件申請をしたものと解する」と認定している。それに続けて同決定は「取締役会の審議の内容が企業秘密たる事項であることは明らか」として、一応「著しい損害を及ぼすおそれ」要件との比較衡量を行っているようにも見えるが、精密な検討はなされておらず、実質的に門前払い的機能を用い、「権利を行使する必要性」要件を判断して門前払いにしているに等しい。その証拠に、子細に決定文を見ると、Xに対して一方的に不利な情報、Y銀行に対して一方的に有利な情報しか記載されていない。

確かに、申請人Xは書面を何度もY銀行に送りつけ、中には少々強い文言が含まれており、またこれを拒絶されると、おそらく議事録閲覧を目的の一つとして(平成18年7月4日)Y銀行株式を取得するなどしており、行動はやや過激であると評価できなくもない。

しかし、昭和56年改正商法260条ノ4、会社法371条がともに株式保有期間の要件を課していないことから、本件のようなタイミングでの株式取得も法制度上禁止されてはいない。また、いきなり法的手段に訴える前に書面送付を行うなどして事実上交渉することは通常ありうることであり、株式取得前の書面の一部についてY銀行が明確な回答を示さなかったことが、Xが書面を何度も送付し強い催促文言を用いたことの原因であるとも考えられる。よって、これらの事情をもって即X側に「権利を行使する必要性」がない、又は濫用であると判断する福岡高裁平成21年決定の姿勢には疑問がある。

前掲大阪地裁平成12年決定の場合のような、誰がどう見ても必要性を欠く場合でない限り「権利を行使する必要性」を否定すべきではない。株主権行使に仮託した情報収集目的であるというならば、なぜ「株主権行使に仮託した」ものだと言えるのか、権利行使目的を超える情報収集目的があった点を認定判断すべきである。

これに対して、佐賀地裁平成20年決定は、権利行使の目的と情報収集

目的とは相反するものではなく情報収集目的があっても権利行使目的を排斥しないこと、またかかる目的が併存している場合に権利行使を認めないことは株主の重要な権利を制約してしまうことを理由として「権利を行使する必要性」を肯定する。XはY銀行の不正経理などを理由に提訴を準備中であることなどを主張しているが、XはY銀行の株主になる以前から本件M & Aに関係を持っており、その計画の一端を担ったY銀行の経理状況について法的な関心を持つこともありうる。「権利を行使する必要性」の判断方法としては、佐賀地裁平成20年決定のように株主の権利に配慮した精密な認定判断を基本とした上で、権利を行使する目的が情報収集目的よりも上回るかどうかも、より詳細に認定判断すべきである。

注

(32) 決定のコメントは、この事案につき「当該議事録閲覧謄写の必要性が専ら株主の意向によって根拠づけられ、客観的には、株主の権利行使にとって当該議事録が必ずしも必要不可欠の関係にない場合にまで必要性を認めることは、閲覧謄写許可制度が保護しようとする会社側の利益を害することになりかねない」と評価する。

これに対して、処分権主義（民事訴訟法246条）の表れとして原告は原則として一部請求をすることは可能であり、「一部請求を行うか否か、そもそも代表訴訟を提起するか否かの判断については株主独自の判断要素（取締役が事実上取った責任もその一要素たりうる）を尊重すべきである」（小出篤・前掲注（28）116頁）という反論がある。

しかし、一部請求を行うか否かと、その前提として取締役会議事録を閲覧するかは別問題である。大阪地裁平成12年決定の事案では責任追及をするかしないか、また一部請求とするかは、退職慰労金、賞与減額などに関する取締役会議事録の情報を得なくともすべて自由に行えるのであり、「権利を行使する必要性」を欠くことが一見して明らかな事案であると評価できる。

(33) 門口編・前掲注（5）333頁〔中山執筆〕参照。

(34) 門口編・前掲注（5）333 - 334頁〔中山執筆〕から引用。

(35) 鴻ほか・前掲注（14）144頁〔河本発言〕は、株主が實際上「投資判断のため」など株主権と関係のない目的を掲げて閲覧申請をする場合は考

えにくく、何か株主の権利行使にひっかけてくることが予想されると指摘する。しかし、会社法871条は許可申請に対する裁判は理由を付した決定でなすことを明文で定めているし、このような濫用的なものを見抜く必要性という側面からも、本文で主張するように精密な司法判断を原則とすべきなのではないか。

- (36) 門口編・前掲注(5) 333頁 [中山執筆] 参照。
- (37) 門口編・前掲注(5) 333頁 [中山執筆] 参照。
- (38) 山田・前掲注(28) 127頁。この評釈自体は大阪地裁平成12年決定に関するものであるが、本文で引用した部分は一般的に意見を述べた部分である。
- (39) 蓮井・前掲注(20) 40頁 筆者が読む限りこの立場は企業秘密の保護に重点があるように思われるが、「できる限り詳しく議事の経過とその結果を記載することが必要となる」という点で、本稿の筆者も同一の発想に立つ。

IV 検討2 - 「著しい損害を及ぼすおそれ」

1 裁判所の判断方法

では、もうひとつの要件である「著しい損害を及ぼすおそれ」はどのように考えればよいか。福岡高裁平成21年決定は前述の通り、「権利を行使する必要性」要件の門前払い的機能を用いて判断しているので、「著しい損害を及ぼすおそれ」の部分への言及はあるにせよ、殆ど検討していないに等しい。また、大阪地裁平成12年決定は「権利を行使する必要性」がなく、「その余の点について判断するまでもなく、本件申立てには理由がないからこれを却下することとする」としており、「著しい損害を及ぼすおそれ」要件を一切判断していない。よって、昭和56年以降の決定で参考にできるのは福岡高裁の原決定である佐賀地裁平成20年決定と、東京地裁平成18年決定の二つしかない。

このうち、前者は、複数の取締役会議事録別にして、例えば「議案八が本件M & Aに関する部分である」などと特定した上で、その内容を

「a、冒頭に、当該議案を提案する事情等が記載されている」などと項目別に内容を要約することで詳しく分析し、一つ一つ丁寧に判断している。内容の分かる適切な要約でありながら、企業秘密の漏えいにも配慮されており、かかる方法が基本的に妥当である。また、後者は、前者程詳細な判示ではないものの、問題となる取締役会議事録のうち「出資を決定した部分」「債務を保証することを決定した部分」など、内容を示すことによって開示される部分を特定している。少なくともこの程度の議事録内容の特定は必要であるといえよう。

2 「全株主の不利益」という視点

先述のとおり、この要件判断においては企業秘密など会社側の不利益と、株主の「権利を行使する必要性」との比較衡量がなされる。ただ、結局のところ会社を実質的に所有するのは株主なのであるから、この要件の保護する会社側の利益の背後にあるのは全株主の利益である⁽⁴⁰⁾。よって、ここでは一部の株主が情報を得る利益とその情報が開示されることにより全株主に与えられる不利益との比較衡量を行っているという視点も重要である。単に会社の事業に影響を及ぼしうる情報、経営陣からして知られたくない情報、という視点からの判断だけではなく、さらに一歩進んで、それが業務遂行の支障などを通じて、全株主に不利益を与えないかという面からの精査も必要である。ここで、前述の福岡高裁平成21年決定では、「著しい損害」要件の判断として一応「全株主にとって著しい不利益を招くおそれがある」との言及があるが、既述の通り実質的に比較衡量がなされているとは言い難い。会社の業務に支障が出るか、さらにそれが全株主にとってどのような悪影響を及ぼしうるかについても検討することが望まれる。

もっとも、この要件は既述の通り相対的な要件であり、また未だ情報漏えいによる損害が生じていない段階で「著しい損害を及ぼすおそれ」の存否を裁判所が判断するのであるから、事前に明確な基準を設ける事

は困難であり、個別のケースにおいて、諸事情を総合考慮して決することとならざるを得ない。その意味で、裁判所に相当の裁量があることは妥当であるといえる。

株主の情報収集権が重要なことは言うまでもないが、企業秘密など情報は一度漏洩してしまうと元には戻らない。その点において、「著しい損害を及ぼすおそれ」要件の判断は慎重になされるべきであり、佐賀地裁平成20年決定のごとく情報の内容ごとに丁寧に精査することが必要であると考えられる。

なお、「裁判所は、右判断をなすに際して、株式の取得時期、株式数の多寡、他社を含めた会社に対する訴訟の有無や活動歴、当該株主と会社の個別の関係、株主の目的が実現する可能性、費用、他に容易に情報収集する方法があるか否か、閲覧等請求の理由が株主の利益に重大な関係がある事項かどうか等、諸事情を総合的に検討」して判断していると分析する立場がある。⁽⁴¹⁾ 判断すべき諸要素を詳細に解析した点において、この立場は参考になるものと思われる。

注

(40) 稲葉・前掲注(6)『改正会社法』244頁参照。

(41) 門口編・前掲注(5)330頁 [中山執筆]

V おわりに

はじめに指摘した通り、取締役会議事録は責任追及など株主権の行使にとって極めて重要である。よって、上記のように「権利を行使する必要性」がないとする門前払的判断はできるだけ避け、当該株主の権利行使目的と個人的目的との比較衡量を通じて個別判断をすべきである。また「著しい損害を及ぼすおそれ」要件の段階では、「権利を行使する必要性」との比較衡量を通じて議事録の範囲を特定するのだが、上記の

通り全株主にとっての不利益という観点も加え、慎重な判断をすべきである。

本稿はかかる二つの要件の設けられた昭和56年改正以後の議論を対象に、主に責任追及の場面を想定して論じてきた。もっとも、会社と株主・債権者との間に存する情報の不均衡は責任追及の場面に限られない。よって、実体法の要件解釈に加えて訴訟法的な主張・立証という観点から明らかになる、株主が立証責任を負う要件に該当する情報を会社からいかにして手に入れるかという情報収集権の問題の重要性は、他の監督是正権についても妥当する普遍的な問題である。

今後は「会計帳簿閲覧・謄写請求権」「株主総会議事録閲覧謄写請求権」「株主名簿閲覧謄写請求権」など、会社法上株主の有する他の情報収集権との相互関係、またそれぞれの議論に関係する判例・裁判例の射程、さらに外国法の動向などを考察することによって、株主の情報収集権の適切なあり方を洞察し、そこから株主の監督是正権のあり方について考察することに重要性があるのではないかと考えられる。